

公益社団法人 大阪社会福祉士会 会 員 ガ イ ド ブ ッ ク

2023年度版



公益社団法人
大阪社会福祉士会

大阪社会福祉士会 支部区画地図



も く じ

I 会員としての活動をはじめましょう！

ページ

1	社会福祉士の倫理綱領の遵守	1
2	会費の納入	1
3	生涯研修の履修	1
4	支部活動への参加	1
5	職場の退職、入職、異動の報告	2
6	各種委員会活動への参加	2
7	相談センター相談員の登録	2
8	成年後見人等としての活動	2
9	認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の認定	3
10	公職推薦	3

II 大阪社会福祉士会の組織

1 本部組織

(1)	総 会	4
(2)	理 事 会	4
(3)	理事運営会議	4
(4)	事 務 局	4
(5)	事業部会・委員会	4
※	組織体制図	5

2 支部組織

(1)	目 的	6
(2)	支部名と地域	6
(3)	所 属	6
(4)	組 織	6
(5)	事 業	6

3 事業部会・委員会

(1)	相談センター（愛称ばあとなあ）	7
(2)	生涯研修センター	7
(3)	独立型社会福祉士ネットワーク委員会	7
(4)	地域包括支援センターネットワーク委員会	7
(5)	社会福祉士実習指導者養成委員会	8
(6)	国家試験受験対策・新会員入会支援委員会	8

4 その他

(1) 広報活動・ホームページ内会員ページ	8
(2) 苦情対応・会員サポート	8
(3) 講師派遣	8
(4) 賛助会員	8

Ⅲ 大阪社会福祉士会のあゆみ

1 法人の成立	9
2 目的・事業	
(1) 目的	9
(2) 事業	9
(3) 大阪社会福祉士会のあゆみ（年表）	10
3 主な受託事業	11
4 公益社団法人 日本社会福祉士会	11

《資料等について》

・ホームページログイン方法について	12
・ホームページ掲載 各種規程類の紹介	12
・会活動におけるQ&A	13

※支部区画地図	表紙裏面
※事務局のご案内	裏表紙裏面

I 会員としての活動をはじめましょう！

1 社会福祉士の倫理綱領の遵守

社会福祉士として活動する際には、社会福祉士の倫理綱領をよく理解し、遵守しなければなりません。倫理綱領の遵守は、専門職としての社会福祉士の責務です。

2 会費の納入

会員は毎年所定の会費を納めなければなりません。年会費・入会金は下記の通りです。

＜ 入会金5,000円 年会費16,000円（日本士会5,000円 大阪社会福祉士会11,000円）＞

年会費は所定の月日（通常5月12日※休日の場合は翌営業日）に指定された口座より自動的に引き落とされます。

なお、2年間会費の未納があった場合は会員資格を喪失します。再入会を希望する際は、この未納分を納入して、新規入会手続きとなります。過去の研修履歴等は継続されません。

※ 会員証、生涯研修手帳、eラーニングおよび生涯研修制度管理システムのログインIDは別途、日本社会福祉士会から送付されます。

3 生涯研修の履修

会員は専門性の向上のために、社会福祉士である限り生涯にわたって研修を受講しなければなりません。日本社会福祉士会では、全国統一の体系的な生涯研修制度を定めています。

生涯研修制度の詳しい内容は、日本社会福祉士会から送付される生涯研修手帳を参照してください。

大阪社会福祉士会で開催する各種研修は、広報誌「なにわだより」やホームページでご案内します。ご確認ください。また、大阪社会福祉士会の会員は、日本社会福祉士会のeラーニング講座を無料でご視聴頂けます。（一部を除く）<https://jacsw.informationstar.jp/>

※ eラーニング講座視聴用のID・パスワードは、別途日本社会福祉士会より通知されます。

4 支部活動への参加

会員は支部活動に参加しなければなりません。所属支部は原則勤務先の所在地です。

支部活動の内容は、支部役員としての活動や支部が開催する各種研修会等への参加だけでなく、支部に対して地域での実践で得られた様々な情報を提供することや所属する事業所等でのソーシャルワーカーとしての立場で連携協働することです。

支部活動を円滑に推進するために、支部役員より会員へ直接連絡が入る場合がありますが、その際はご協力をお願いします。

5 職場の退職・入職・転居・登録事項の異動報告

会員が転居や職場を異動した際には、速やかに事務局へ変更届を提出し、新たに所属する事業所と職種をお知らせください。その際には所属支部の変更が伴います。

(様式は本会ホームページ会員ページに掲載)

6 各種委員会活動への参加

本会の活動は支部活動を基本にしていますので、各委員会および相談センター・生涯研修センターの事業部会に協力いただける委員を各支部より選出いただいています。(交通費等実費弁償) 各委員の任期は2年です。委員の再任は可能です。原則、複数の委員会に所属することはできません。

委員会活動に参加を希望する会員は、所属支部の推薦が必要です。所属する支部役員を通じてお申込みください。結果は事業部会・委員会より連絡します。なお、所属支部の役員の連絡先等がわからない場合は、本会事務局にお問い合わせください。

7 相談センター相談員の登録

本会は、相談の機会を府民に広く提供するために、事務局内に相談センター相談窓口を設け、会員である社会福祉士が当番制で相談援助を行っています。

相談センター相談員の登録を希望する会員は、相談員登録用紙の提出と相談センターオリエンテーションの受講が必要です。登録後、相談当番表のローテーションに加わっていただきます。

相談員の活動については、相談員マニュアルを参照してください。相談員マニュアルはホームページの会員ページに掲載しています。

8 成年後見人等としての活動

成年後見人等として活動するには、生涯研修制度の基礎研修Ⅰ～Ⅲを修了した上で成年後見人養成研修を修了し、成年後見人等候補者名簿に登録する必要があります。名簿登録に当たっては上記7の相談センター相談員として登録することと、毎年名簿登録料が必要です。

また、成年後見人等を受任した場合は、年1回の活動報告書の提出が必要です。

後見報酬を受領した場合は、1件につき8,000円/年の受任寄付金と、その報酬額の2割を上限に成年後見に関する相談センター基金への報酬寄付金をお願いしています。月額1万円に満たない少額報酬の決定がなされた場合に、1万円に満たない差額をこの基金から会員へ申請により補填しています。

なお、本会を通さないで、被後見人や家族から直接成年後見人等を受任することは、ばあとなあ保険の保障や活動報告書のチェックができず、会としての責任が負えませんので、必ず本会を通しての受任をお願いします。

その他詳細は、相談員マニュアルを参照してください。

9 認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の認定

認定社会福祉士・認定上級社会福祉士は、本会とは別の第三者機関である認定社会福祉士認証認定機構により認定されます。そのためには、定められた実務経験と研修の修了の要件があります。具体的には、ソーシャルワーク実践の要件（5年以上の実務実践経験）を満たすことと、認証認定機構に認証された生涯研修制度に基づく研修等を履修し、スーパービジョンと実践研究発表をすることが必要です。

なお、この認定に関しては、会員各自が認証認定機構へ申請する必要があります。

詳細は、生涯研修手帳や日本社会福祉士会ニュース、認定社会福祉士認証認定機構のホームページを参照してください。

10 公職推薦

本会に対して、大阪府や各市区町村を中心に様々な公職・委員会委員の推薦依頼が寄せられます。これらの公職委員への推薦については、各支部長の推薦（入会3年以上・基礎研修を履修済み・会費の滞納がないこと・支部活動へ参加していること等が要件）に基づき、理事会（理事運営会議）において候補者の推薦決定を行っています。

任期は原則、連続2期4年まで。なお、本会より公職に推薦を受けた会員は、報酬の2割程度（上限年間3万円）を本会へ寄付することをお願いしています。

公職推薦先（2018年度以降実績） ※順不同

大阪府 地域福祉推進協議会委員、介護保険審査会委員、障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会委員、大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会委員 公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会委員、他

大阪府社会福祉協議会 評議員、運営適正化委員会委員、他

大阪府民生委員児童委員協議会連合会 理事

大阪市 社会福祉審議会臨時委員（地域福祉基本計画策定・推進部会、社会福祉施設・法人選考専門分科会）
地域包括支援センター運営協議会委員、社会福祉研修・情報センター運営委員
成年後見支援センター（運営委員、受任調整会議兼企画会議委員、専門相談員、市民後見人養成・活動支援企画委員）

大阪市社会福祉協議会 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会部会委員

堺市 地域福祉計画推進懇話会委員、権利擁護サポートセンター運営委員会委員、地域介護サービス運営協議会委員、日常生活自立支援事業契約締結審査会 市民後見人養成に関する選考委員会、市民後見人受任調整会議企画委員、大阪後見支援センター市民後見人養成・受任調整会議委員及び専門相談担当者

堺市社会福祉協議会 評議員 大阪府共同募金会堺地区募金会 評議員

東大阪市 地域福祉計画策定懇話会委員 空家等対策協議会委員

（公社）大阪介護福祉士会 理事 （公社）大阪介護支援専門員協会 理事

（公益）民間総合調停センター運営委員会委員

岸和田市／泉大津市 法人後見事業運営委員会及び受任審査会委員

枚方市／箕面市／池田市 等 各市学校いじめ防止対策委員会委員・いじめ問題調査委員会委員

【介護認定審査会委員】 大阪市各区、寝屋川市、東大阪市、堺市、松原市

【障がい支援区分認定審査会委員】 大阪市、堺市、泉大津市、寝屋川市

Ⅱ 大阪社会福祉士会の組織

1 本部組織

(1) 総 会

毎年6月に定時総会が行われます。総会は全ての正会員を持って構成し、過半数の参加を持って成立します。この総会では、役員の選任と解任、事業報告と決算の承認、定款・規則の変更等の決議を行います。通常決議には出席した正会員の過半数の承認が必要です。また特別決議には、正会員の3分の2以上の承認が必要です。

臨時総会は必要に応じて理事会の承認を経て開催されます。また、正会員の10分の1以上の要請により臨時総会を開催することができます。

(2) 理事会

理事会は会員理事および会員外理事の17名で構成され、通常年3回開催されます。

理事会では、総会の開催、事業計画と予算の決定、規程等の改廃、会長・副会長の選定等の決議を行います。理事は総会において選任されます。

理事の任期は2年で、再任は妨げません。ただし、連続して4期（8年）を超えることはできません。

(3) 理事運営会議

本会の事業を円滑に進めるために会員理事による理事運営会議を月1～2回程度開催しています。この理事運営会議には、各事業部会・委員会の長がオブザーバーとして参加することがあります。

(4) 事務局

本会の事業全般を運営管理するために事務局を置いています。事務局には事務局長、専従職員が常勤し、委員会等と連携して事業推進のサポートを行うほか、予算や収入支出、会員情報、研修履歴の管理等の業務を行っています。

事務局の住所と連絡先は下記のとおりです。

住所：〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町七丁目4番15号

T E L : 06-4304-2772

F A X : 06-4304-2773

E mail : ofuku@oacsw.or.jp

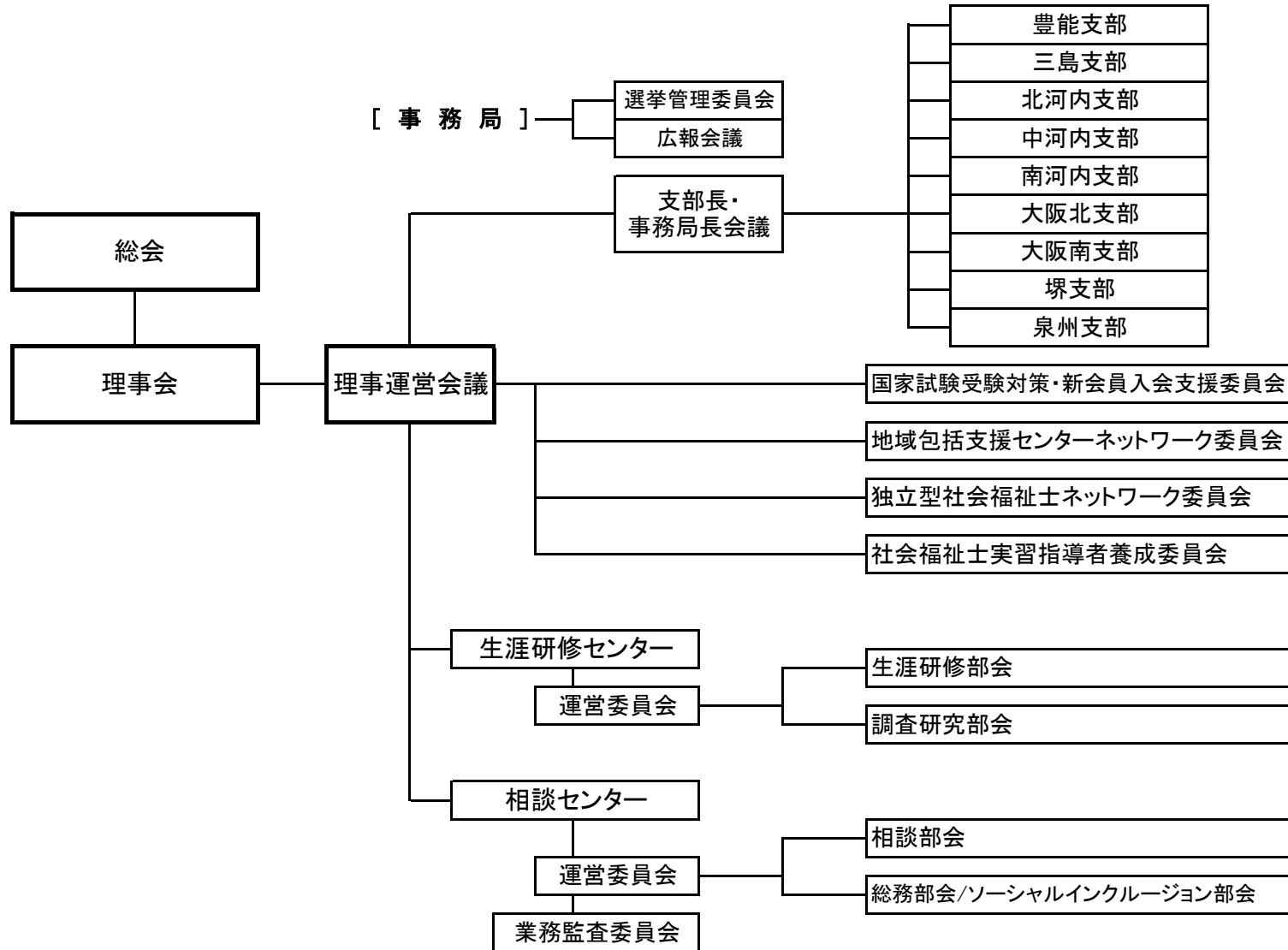
URL : <http://www.oacsw.or.jp/>

(5) 事業部会・委員会

本会には相談センター・生涯研修センターの事業部会と、独立型社会福祉士ネットワーク委員会や地域包括支援センターネットワーク委員会等の4つの委員会が置かれています。

委員長・事業部会長の任期は2年で、再任は妨げません。ただし、連続して4期を超えることはできません。詳細は7ページ以降を参照してください。

公益社団法人大阪社会福祉士会 組織体制図



2 支部組織

(1) 目的

地域の福祉に関する情報や会員情報（所属先、職種、実践内容など）を集め、会員のネットワークを構築し、会員が個人や所属組織等において地域に根ざした実践を行うために、下記のと通りの支部を置いています。

(2) 支部名と地域

公益社団法人 大阪社会福祉士会 支部区画一覧

支部名	地 域
三 島	茨木市・高槻市・摂津市・島本町
豊 能	能勢町・豊能町・箕面市・池田市・豊中市・吹田市
北河内	枚方市・交野市・寝屋川市・守口市・門真市・四條畷市・大東市
大阪北	西淀川区・此花区・港区・大正区・淀川区・都島区・西区・浪速区・北区・中央区・東淀川区・旭区・福島区・城東区・鶴見区・東成区
大阪南	住之江区・西成区・住吉区・阿倍野区・天王寺区・東住吉区・生野区・平野区
中河内	東大阪市・八尾市・柏原市
南河内	松原市・藤井寺市・羽曳野市・富田林市・太子町・大阪狭山市・河南町・千早赤阪村・河内長野市
堺	堺市
泉 州	高石市・忠岡町・泉大津市・和泉市・貝塚市・岸和田市・熊取町・泉佐野市・田尻町・泉南市・阪南市・岬町

※支部の所在は表紙裏面の支部区画地図を参照

(3) 所属

会員は、原則として勤務地が所在する支部に所属します。

勤務地がない場合や勤務地が府外の場合等は自宅が所在する支部に所属します。

(4) 組織

支部では、年1回、所属する会員による全体会議で支部役員の選任、支部事業報告、決算の承認を行います。

支部役員として支部長、副支部長、事務局長、会計等を置き、支部役員による運営委員会が行われています。支部役員の任期は2年で再任は妨げません。ただし、支部長は、連続して4期を超えることはできません。

(5) 事業

支部では、研修会、事例検討会、情報交換会等の事業を行い、地域の情報や会員情報を収集し、会員の地域における実践をサポートしています。

3 事業部会・委員会

(1) 相談センター（愛称ばあとなあ）

相談センターは2004年3月に開設され、相談援助の専門職団体として大阪府民の福祉に関する相談に幅広く応えていくための機関として活動しています。

相談センターは、総務部会・相談部会・ソーシャルインクルージョン部会の3部会で構成され、相談活動・相談員研修・広報啓発活動等を行っています。

相談は、生活支援・権利擁護・子育て等に関するあらゆる分野を対象にしています。相談員として登録した会員が、火・木曜日の午後2時から5時まで、事務局の相談室または相談者自宅等を訪問して面接相談を受けています。また、ホームレス相談やハンセン病回復者相談等をソーシャルインクルージョン部会で分野別の援助活動を行っています。

(2) 生涯研修センター

生涯研修センターは、日本社会福祉士会が定める生涯研修制度に基づいて、2013年4月に設置され、倫理綱領に基づく会員の専門性の向上を目的として生涯研修制度に定められた課程の研修の実施および研究活動の支援をしています。会員は生涯研修制度に基づいて研修の受講や研究活動を行い、専門性の向上に努めることが求められています。また、5年以上のソーシャルワーク実践経験やその他の要件を満たしている会員は、この生涯研修制度に基づいて研修を履修することで、認定社会福祉士および認定上級社会福祉士の認定をめざすことができます。

生涯研修センターには、生涯研修部会と調査研究部会が置かれています。

生涯研修部会は、会員が専門性の向上のため継続的に研修を受けられる体制を整えることを目的とし、生涯研修制度に定められた基礎課程・専門課程の研修を企画運営し、会の研修企画全般の調整を行います。

調査研究部会は、会員の調査研究活動を支援することを目的とし、年に1回の調査研究誌「大阪社会福祉士」の発行と大阪社会福祉士学会（実践報告会）の開催を企画運営します。

(3) 独立型社会福祉士ネットワーク委員会

独立型社会福祉士ネットワーク委員会は、独立型社会福祉士のソーシャルワーク実践を支援することを目的としています。独立型社会福祉士の実践報告会の開催や独立型社会福祉士の実践情報を集約することでネットワークの構築を行います。

(4) 地域包括支援センターネットワーク委員会

地域包括支援センターネットワーク委員会は、地域包括支援センターに配属された社会福祉士の資質の向上とソーシャルワーク実践への支援を目的としています。

地域包括支援センター職員に対して、地域包括ケアが円滑に進められるための研修の企画運営と大阪府下の各地域包括支援センター職員相互のネットワーク作りを促進しています。

(5) 社会福祉士実習指導者養成委員会

社会福祉士実習指導者養成委員会は、質の高い相談援助実習を行うことができる実習指導者を養成することを目的としています。

毎年、社会福祉士実習指導者講習会を開催するとともに、実習指導者のネットワーク作りや養成校との連携など、社会福祉士実習の適切な実施に向けて活動しています。

(6) 国家試験受験対策・新会員入会支援委員会

本会の社会的使命の1つは、専門職として高い倫理観を持つ優れた社会福祉士を育成し、組織化することです。この考えに基づき、1993年に第5回社会福祉士国家試験受験者を対象に、第3回と第4回の合格者が開催した学習会がこの事業の原点です。

現在は大学・専門学校から受託の受験対策講座の運営協力と自主事業（受験対策ゼミナール、直前対策講座等）を行っています。これらの事業を支える講師とチューターはきめ細やかで手厚い支援を受講者に行い、合格者の入会促進の重要な役割を担っています。

4 その他

(1) 広報活動・ホームページ内会員ページ

本会では、支部から選出された広報委員の協力により広報誌「なにわだより」を年6回発行し、また本会ホームページも会内外への広報ツールとして充実をはかっています。研修会情報も随時更新していますので、ぜひ一度ご覧ください。

なお、会員への情報や届出用紙等はホームページの会員専用ページに掲載しています。

◆URL <http://www.oacsw.or.jp/>

◆会員専用ページのユーザーID ofuku

◆ " パスワード naniwa

(2) 苦情対応・会員サポート

本会では、利用者等から会員に対する苦情を受付ける「苦情対応」と、会員が権利擁護活動を行う際に受ける不利益をサポートする「会員サポート」活動を行っています。

(3) 講師派遣

大阪府下の市区町村や社会福祉協議会等から、高齢者虐待や障がい者虐待防止等に関する講師の派遣依頼を受け、相談センタースーパーバイザーや講師バンク登録者等を講師として派遣しています。

(4) 賛助会員

本会の事業に賛同する団体も賛助会員になっていただけます。

詳しくは事務局までお問い合わせください。

Ⅲ 大阪社会福祉士会のあゆみ

1 法人の成立

大阪社会福祉士会は、1992年6月、第4回国家試験の合格発表後に口コミで連絡を取り合った社会福祉士が設立準備会を持ったところがスタートです。

そして同年11月8日に63人の総会出席者により正式に発足しました。その後社団法人日本社会福祉士会（1993年1月設立、1996年4月社団法人化）の大阪支部として活動してきましたが、会員の増加と、大阪府等から専門職団体としての本会への事業委託が積み重なるとともに、各関係機関との信頼関係を高めるために社会的に責任を持つ主体としての社団法人化を図る必要が生まれ、2003年7月23日に社団法人となりました。そして、2012年4月に日本社会福祉士会が各都道府県社会福祉士会の連合体に移行するにともない、本会も加盟しました。

また、2008年公益法人改革法の施行により、全国の社団法人は事業の公益性を再検討することが求められました。本会は、より公益性の高い公益社団法人を目指し、2013年4月1日に公益社団法人に移行しました。

2 目的・事業

「公益社団法人大阪社会福祉士会定款」（2021.6.26）より次のとおりです。

（1）目的

大阪社会福祉士会は、大阪府の区域内において、社会福祉の援助を必要とする府民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の府民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって大阪府内における社会福祉の増進に寄与することを目的とします。

（2）事業

大阪社会福祉士会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- ①社会福祉の援助を必要とする大阪府民の生活と権利の擁護に関する事業
- ②大阪府民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業
- ③社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- ④社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- ⑤社会福祉士等資格取得の支援に関する事業
- ⑥社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業
- ⑦前6号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 大阪社会福祉士会のあゆみ(年表)

西暦	月	大阪社会福祉士会のあゆみ	日本社会福祉士会・その他
1987	5		「社会福祉士及び介護福祉士法」制定
1989	3		第1回社会福祉士国家試験開始
1992	6	大阪社会福祉士会設立準備会発足	
	7		第1回近畿ブロック研修会開催、
	11.8	大阪社会福祉士会設立総会開催	
	11	「なにわだより」発刊	
1993	1.15		日本社会福祉士会初代会長に大阪の吉村勲生氏選任
1994	3	研究誌「大阪社会福祉士」発刊	
1995	2	阪神淡路大震災 宝塚救援ワークセンターを大阪が中心になって運営	日本社会福祉士会が阪神淡路大震災救援ワークセンターを開設
1996	4.1		日本社会福祉士会が社団法人認可
	6	大阪で日本社会福祉士会第4回全国大会開催	
1997	10	大阪府社会福祉協議会委託「大阪後見支援センターへの生活専門相談員派遣事業」開始	
1999	4	大阪社会福祉指導センター内に専用事務局開設	(社)日本社会福祉士会生涯研修制度スタート
	4	河内地区・泉州地区設立	
	9	大阪北地区設立(計3地区)	
	12	大阪南地区・南河内地区設立(計5地区)	
2000	2	近畿ブロック研修会大阪大会開催	
	4	北摂地区設立(計6地区)	
	6		(社)日本社会福祉士会会長に大阪の杉村和子氏選任
2001	3	NPO ぱあとなあ近畿設立(代表理事杉村和子氏)	
2002	5	河内地区が北河内地区と中河内地区に分割(計7地区)	
2003	6	大阪府社会福祉会館1階に事務局移転	
	6	大阪市社会福祉協議会委託「大阪市後見支援センターへの生活専門相談員派遣事業」開始	
	7.23	社団法人大阪社会福祉士会設立認可 地区組織を支部に改称	
2004	1	大阪府委託「ホームレス巡回相談指導事業」開始	
	3	相談センター開設	
	4	北摂支部が三島支部と豊能支部に分割(計8支部)	
2005	2	近畿ブロック研修会大阪大会開催	
	3	NPO ぱあとなあ近畿解散し相談センター成年後見相談班に統合	
	3	泉州支部が堺支部と泉州支部に分割(計9支部)	
2006	6	高齢者虐待に関する専門相談事業開始	
2007	12		社会福祉士及び介護福祉士法改正
2009	10	堺市委託「住宅手当緊急特別措置事業」開始	
2010	3	大阪市障がい者虐待防止に関する専門相談事業開始	
	7	大阪府委託1 高齢者虐待対応現任者標準研修事業開始	
2011	4	東日本大震災支援活動へ協力(会員派遣)開始	東日本大震災支援活動開始、新生涯研修制度施行
	7	大阪府委託「障がい児者施設サービス改善支援員派遣事業」開始	
2012	1	近畿ブロック研究・研修会大阪大会開催	
	4	(社)日本社会福祉士会連合体に加盟	(社)日本社会福祉士会が都道府県社会福祉士会の連合体としてスタート
2013	4.1	公益社団法人大阪社会福祉士会へ移行	
	4	生涯研修センター開設	
	5	堺市社会福祉協議会委託「堺市権利擁護サポートセンターへの生活専門相談員派遣事業」開始	
	6	公益社団法人大阪社会福祉士会総会・設立20周年祝賀会開催	
	11	第1回大阪社会福祉士学会	
2014	4		公益社団法人 日本社会福祉士会 として移行認可
	7	事務局 移転	
2017	6	公益社団法人大阪社会福祉士会総会・設立25周年祝賀会開催	
2018	2	近畿ブロック研究・研修会大阪大会開催	
2019	4	バリアフリー展へのブース出展	
	6		(公社)日本社会福祉士会会長に大阪の西島善久氏が選任
2022	11.8	大阪社会福祉士会 設立30年	
2023	2	ぱあとなあ活動報告システム運用開始	
2024	2	近畿ブロック研究・研修会大阪大会開催	

3. 主な受託事業

(受託中の事業)

- ・高齢者虐待防止にかかる専門相談事業 (大阪府 府下市町村等：2006 年度から)
- ・障がい者虐待防止にかかる専門相談事業 (大阪市：2010 年度から)
- ・高齢者虐待対応現任者標準研修事業(基礎・管理者・施設従事者・養護者) (大阪府：2010 年度から)
(過去の受託事業)
- ・大阪府野宿生活者街頭相談モデル事業 (大阪府:2000-2002 年度)
- ・ホームレスに対する実践的指導・援助手法に関する調査研究事業
(大阪府より 2003-2004 年度)
- ・住宅手当緊急特別措置事業 (堺市：2009-2012 年度/住宅支援給付事業 2013-2014 年度)
- ・ホームレス巡回相談指導事業/大阪府ホームレス総合相談事業共同運営団体
(堺市：2003-2011 年度/和泉市：2012 年度/泉佐野市：2013 年度 / 共同運営団体：2015-2021 年度)
- ・ハート相談センター事業 (2003-2004 年度)
- ・障害者におけるサービス利用支援システム研究事業 (堺市:2004-2006 年度)
- ・高齢者利用者支援システム運營業務 (堺市:2005 年度)
- ・地域包括支援センター先導的モデルづくり事業 (大阪府:2006 年度)
- ・生活保護における要保護者の稼働能力判定業務 (高槻市:2007-2011 年)
- ・障がい者を地域で支える体制づくりモデル事業 (四條畷市:2010-2011 年度)
- ・障がい児者施設サービス改善支援員派遣事業 (大阪府:2011-2016 年度)

※その他、相談員の派遣、受験対策講師派遣に関する受託事業を行っています。

4. 公益社団法人 日本社会福祉士会

日本社会福祉士会は、2012 年 4 月に全国 47 都道府県社会福祉士会が構成員として参加する連合体に移行し、2014 年 4 月に公益社団法人へ移行認可されました。

日本社会福祉士会では、ソーシャルワークの専門職団体として、全国都道府県士会の支援とともに国の審議会等への参画や政策提言、調査研究事業等を通じて、広く全国各地で活躍されている社会福祉士の活動を集約し発信しています。

大阪社会福祉士会は、日本社会福祉士会創設時より全国組織の運営へ参画しています。

《資料等について》

以下の資料は 大阪社会福祉士会ホームページへ掲載していますのでご参照ください。

大阪社会福祉士会ホームページ <http://www.oacsw.or.jp/>

会員ページログインには ID : ofuku / パスワード : naniwa が必要です。

1. 公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領・行動規範

2. 設立趣意書、定款、各種規則・規程等

- ・ 社団法人大阪社会福祉士会設立趣意書
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 定款
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 会員規則
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 委員会等の設置及び運営に関する規則
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 相談センター規則
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 生涯研修センター規則
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 事務局の組織及び運営に関する規則
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 役員選出規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 参与選出規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 総会運営規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 理事会規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 理事運営会議規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 役員・委員等旅費規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 会員サポート実施規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会への苦情申し立に対する手続規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 懲戒に関する規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 会員懲戒規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 対外的行為に関する規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 情報の取り扱いに関する規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 個人情報保護のためのガイドライン
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 会計処理規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 諸規程の作成・管理ガイドライン
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 相談センター実施細則
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 成年後見にかかる相談センター基金規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 国家試験及び新会員入会支援委員会規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 地域包括支援センターネットワーク委員会規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 独立型社会福祉士ネットワーク委員会規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 社会福祉士実習指導者養成委員会規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 研究誌編集規程
- ・ 公益社団法人大阪社会福祉士会 広報規程

3. その他

事務局関係/委員会関係/相談センター関係の各種規程類も掲載しています。

4. 会活動に関するQ & A

こんな時には…	
写真入り会員証が欲しい	手数料を日本士会指定の口座に振り込みの上、会員証再発行申請書を日本士会に送付する。 ※更新時は、通常の会員証が届きます。写真入り会員証を引き続き希望する場合は再度の申請が必要です。
転居（他府県への転居を含む）や職場の変更、届出口座の変更などは？	大阪変更届（届け出事項変更届）に変更内容を記載の上、大阪事務局へ提出してください。 ※会費の引き落とし口座の変更は、金融機関への届け出も必要です。事務局より口座振替依頼書を送付します。
日本士会の生涯研修センター eラーニング講座視聴用の ID／PWが知りたい	会員証の送付台紙に記載されています。不明の場合は、本会ホームページ内のフォームから、確認申請してください。メールにて回答します。 なお、eラーニング講座は、大阪社会福祉士会会員は無料で視聴できます。（一部の講座を除く）
大阪社会福祉士会ホームページの会員ページのパスワードが知りたい	ID：ofuku パスワード：naniwa
生涯研修手帳が欲しい	新入会時に日本士会から送付されます。 また、日本社会福祉士会ホームページおよび本会会員ページよりダウンロードできます。
大阪社会福祉士会への寄付について （振込口座のお知らせ）	本会ホームページ会員ページへ振込口座番号を掲載しています。
認定社会福祉士を目指したい方は・・・	「認定社会福祉士認証認定機構ホームページ」をご参照ください。本会ホームページにリンクがあります。
成年後見活動を目指される方へ	本会ホームページに掲載している「成年後見活動を始めるために」を参照ください。入会后、基礎研修を完修の上、専門研修の受講の流れになります。
委員会活動や支部活動を積極的に関わっていきたい	まずは所属支部長や支部役員へご相談ください。各支部の連絡先はホームページに記載しています。

公益社団法人大阪社会福祉士会事務局

〒542-0012

大阪市中央区谷町七丁目4番15号

大阪府社会福社会館内（1階）

TEL：06-4304-2772

FAX：06-4304-2773

Eメール（代表）：ofuku@oacsw.or.jp

ホームページ： <http://www.oacsw.or.jp>

～周辺地図～



地下鉄谷町線

谷町六丁目4号出口より徒歩約5分

谷町九丁目2号出口より徒歩約10分

公益社団法人大阪社会福祉士会
会員ガイドブック

発行者：会長 前川阿紀子

発行日：2023年4月1日

住所：〒542-0012 大阪府中央区谷町七丁目4番15号

TEL：06-4304-2772 FAX：06-4304-2773

Email ofuku@oacsw.or.jp

ホームページURL <http://oacsw.or.jp>